

自動車税種別割の一括納付の取扱要領

1 制度の目的

愛媛県内に自動車税が課税される自動車を多数所有する納税義務者が、自動車税納税通知書（以下「納税通知書」という。）1枚ごとの納付に替えて、自動車税納税通知書内訳書（以下「内訳書」という。）を添付した納税通知書で一括して納付（以下「一括納付」という。）することにより、納税義務者の利便性の向上を図る。

2 対象者

対象者は、原則として自動車税が課税される自動車を100台（所在地が県外の法人・団体等にあつては、50台）以上所有する者で、当該自動車税の賦課期日において滞納のない者とする。

3 申込（中止）手続

申込者（以下「一括納税者」という。）は、自動車税一括納付申込書（以下「申込書」という。）（一括納税者が一括納付を中止する場合は、自動車税一括納付中止届（以下「中止届」という。））を知事に提出しなければならない。

なお、2月末日までに申込書が提出された場合は、翌年度以降の自動車税を一括納付することとし、同日までに中止届が提出された場合は、翌年度以降の自動車税の一括納付を中止する。

また、一括納税者は、その住所（所在地）又は氏名（名称）に変更が生じた場合は、速やかに自動車税一括納付変更届に変更事項を記載し、知事に提出しなければならない。

4 自動車税納税証明書（以下「納税証明書」という。）

納税証明書は、納税確認の電子化に伴い、原則として送付しない。

ただし、各地方局が必要と認めた場合は、この限りでない。

なお、納税証明書の交付の請求があつた場合は、各地方局は、納税証明書を一括納税者に交付すること。

また、証明日は、納付日にかかわらず自動車税の納期限とする。

5 その他

(1) 納税通知書及び内訳書は、訂正できないものであること。

(2) 内訳書に記載されていない自動車税については、1台ごとの納税通知書により納付しなければならないものであること。

(3) 一括納付は、個々の自動車税についての領収証書が発行されないものであること。

- (4) 送付先は、原則として納税通知書に記載された住所（所在地）及び氏名（名称）とするものであること。
- (5) 自動車税の一括納付に係る電子データの提供依頼書を提出した利用者については、情報セキュリティ対策を講じた上で、内訳書に係る電子データを提供するものであること。
- (6) 自動車の所有台数の減少等により、対象外となった場合は、一括納税者に連絡の上、取消すことがあること。
- (7) 当該自動車税の還付金は、自動車税還付金口座振込依頼書により、振込むものであること。

附則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

この要領は、令和7年2月6日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。